

各務原市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付要綱

(令和5年10月3日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等において新型コロナウイルスの感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）（以下「感染者等」という。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費に対し、市が予算の範囲内で各務原市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる施設を運営する者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により設置する保育所（以下「保育所」という。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により設置する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）
- (3) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所で、法第34条の15第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育事業所」という。）
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所で、法第34条の15第2項の認可を受けたもの（以下「事業所内保育事業所」という。）
- (5) 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う事業所で、各務原市病児・病後児保育事業実施要綱（平成24年4月1日決裁）第2条の規定により委託を受けたもの（以下「病児保育事業所」という。）

(補助事業)

第3条 補助事業は、前条に規定する施設において感染者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 緊急時の職員確保を行う事業
- (2) 職場環境の復旧及び環境整備を行う事業

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と別表第2に定める補助基準額とを比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件が付されるものとする。

(1) 他の助成等を受けていない事業であること。

(2) 補助事業のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を徹底するため、保護者との連絡等における情報通信技術の活用、保育等の提供に係る遊具等の消毒、子どもが密集する状況を作らない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇上げ、感染症対策計画の策定、職員の体調管理等の取組に努めること。

(3) 補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならないこと。

(4) 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならないこと。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年度以後の予算に係る補助金について適用する。

(各務原市保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金交付

要綱の廃止)

- 2 各務原市保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日決裁）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の日前に、前項の規定による廃止前の各務原市保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金交付要綱の規定により各務原市保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金の交付の決定を受けた者については、同要綱第8条（第4号から第6号までに係る部分に限る。）の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助対象経費
緊急時の職員確保を行う事業	感染者等が発生したことによる人員不足に伴い職員を確保するために必要な人件費及び新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認するために必要な医療用抗原検査キットの購入に係る経費
職場環境の復旧及び環境整備を行う事業	感染者等が発生した施設等の消毒、清掃等に必要の人件費、消耗品費及び委託料

別表第2（第4条関係）

対象施設	補助基準額（1施設当たり）
保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所	利用定員19人以下の施設 300,000円 利用定員20人以上59人以下の施設 400,000円 利用定員60人以上の施設 500,000円
病児保育事業所	300,000円

備考 利用定員は、補助金の交付の申請を行う年度の4月1日時点の定員（当該年度の中途に開所する施設にあつては、開所日時点の定員）とする。